

事業事前評価表

国際協力機構ガバナンス・平和構築部
ガバナンスグループ行財政・金融チーム

1. 案件名（国名）

国名：ベトナム社会主義共和国（ベトナム）

案件名：国際財務報告基準（IFRS）導入支援プロジェクト

Project for Promotion of Application of International Financial Reporting Standards (IFRS)

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における会計制度の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ベトナム政府は、長期開発計画である「Socio-economic Development Strategy for 2011-2020」で掲げた 2020 年までの工業国化の達成に向けて、国際競争力の強化を通じた持続的成長、脆弱性の克服及び公正な社会・国造りの一環として、会計インフラの近代化の必要性を挙げ、2000 年代初頭から段階的に会計制度の近代化を進めてきた。2003 年には会計法において企業会計基準、政府会計等を含む会計制度が体系的に定められるとともに、2001 年以降ベトナム会計基準（Vietnam Accounting Standards。以下、「VAS」という。）が整備されている。また、2015 年に制定された改正会計法では公正価値会計の導入が明記されるなど、近代的な制度整備が少しずつ進展している。さらに、ベトナム企業の国際資本市場へのアクセスニーズの高まりや、昨今の世界的な会計基準統一に向けた動きを踏まえ、ベトナムの会計基準設定主体であるベトナム財政省会計監査監督局（Accounting and Auditing Supervisory Department。以下、「AASD」という。）は、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards。以下、「IFRS」という。）導入を検討している。

しかしベトナムの会計制度は、シンプルな判断基準と画一的な解釈を重視する税務のための会計が支配的となっている。例えば、資産・負債の評価も取得原価主義が原則となっており、IFRS が求める時価会計等の複雑な基準・解釈を要する公正価値評価とは異なる考え方が採られている。また、拙速な国際基準への移行は公正価値（時価）評価導入を原因とした急激な企業バランスシートの悪化、導入への対応自体にかかる企業のコスト負担等、経済に想定外の負のインパクトをもたらす可能性も高い。したがって、ベトナムにとって最適なスピード・内容での移行策の検討と実行が必要となる。

かかる背景を踏まえ、ベトナム政府より世界的にも稀な段階的国際会計基準導入戦略ともいえる「IFRS 任意適用」の経験を有する我が国の知見を活かし、IFRS 導入に向けての方針検討に資する提言を導き出す本事業が要請された。

（２）会計制度に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対ベトナム国別開発協力量針では、重点分野の一つに「成長と競争力強化」を掲

げ、市場経済システムの強化を開発課題としている。本事業は、JICA 国別分析ペーパーにおける「市場経済制度・財政金融改革プログラム」に、JICA 課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「公共財政・金融システム」における主要な取組の一つである「金融政策の適切な運営と金融システムの育成」にそれぞれ位置づけられる。また、本事業は SDGs ゴール 8-3「生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性、およびイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する」の達成にも寄与する。

（3）他の援助機関の対応

2019年3月に英国勅許公認会計士協会が主催者となり、IFRS Donor Group Meeting を設立。JICA、世界銀行、ADB、英国大使館等から構成されており、ベトナムにおける効果的な IFRS 適用に向けて各機関の連携促進を図っている。各機関の主な支援は以下の通り。

- 世界銀行及び ADB
 - IFRS 財団及び傘下の国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board）との連携のもと、IFRS 関連の基準・解釈指針の越語への翻訳作業を支援。
 - 世界銀行は国営企業 2 社（電力、石油）を対象として IFRS 適用支援を実施。
- 英国
 - 英国大使館は上場企業 1 社（貴金属）を対象として IFRS 適用支援を実施中。
 - 英国勅許公認会計士協会は AASD 職員、翻訳関係者、大学教授、会計事務所等を対象として研修プログラムを展開。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、ベトナムにおいて、IFRS 導入のためのロードマップ策定、政府機関及び関連民間事業者の IFRS に対する能力向上、IFRS 任意適用の影響評価を行うことにより、IFRS 適用の為の環境が整備されることを図り、もってベトナム企業財務諸表の信頼性、透明性、投資家への説明責任能力向上に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

ハノイ

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：財政省 AASD 職員、パイロット企業

間接受益者：ベトナムの事業法人

（4）総事業費（日本側）

約 2.1 億円

(5) 事業実施期間

2021年4月～2024年3月を予定（計36ヶ月）

(6) 相手国実施機関

財政省 AASD

(7) 投入（インプット）：

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約41P/M）：総括／会計基準設定、企業会計
- ② 研修員受け入れ：IFRSに関する本邦研修
- ③ 機材供与：プロジェクト活動に必要な資機材（PC等）

2) ベトナム側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のための専門家執務スペースや現地活動実施費用等

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担：

1) 我が国の援助活動

技術協力プロジェクト「ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト」（2019年3月～）：ベトナム株式市場の公正性・透明性の向上に向けて、国家証券委員会及び証券取引所の監視・監督、株式公開・上場審査能力の向上及び投資家保護の観点から株式公開企業・上場企業が満たすべき要件（情報開示やコーポレートガバナンス向上等）の周知を実施。本事業で基盤整備を進めるIFRS適用により、株式公開・上場企業の情報開示の向上に資する。

2) 他援助機関等の援助活動

上記2.（3）記載の通り。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類：

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリCに該当する。

2) 横断的事項：該当なし

3) ジェンダー分類：【ジェンダー対象外】■（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<分類理由>調査にて社会・ジェンダー分析がされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。

(10) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

企業財務諸表の信頼性、透明性、投資家への説明責任能力が向上する。

【指標及び目標値】

1. VAS を IFRS に近づけるための実行可能で具体的な計画が作成される。
2. 5 社以上の企業から計画に沿った IFRS 適用への関心が示される。

(2) プロジェクト目標：

IFRS 適用のための環境が整備される。

【指標及び目標値】

1. IFRS 適用による影響が適切に評価される。
2. IFRS 適用に向けた課題が整理される。
3. IFRS 適用に向けた現実的なロードマップが整備される。
4. IFRS 適用を担当・管理する組織が財政省に提案される。

(3) 成果：

1. 既存の法制度の見直しや民間企業等の意見に基づき、IFRS 適用に係るロードマップが作成される。
2. AASD 等の政府職員及び民間事業者における IFRS に対する理解が向上する。
3. IFRS 任意適用の影響が適切に評価される。

(4) 主な活動：

1) 成果 1 に係る活動

- 1-1. IFRS 適用による関連法規制への影響を検討・分析する。
- 1-2. IFRS 適用に係る日本の経験を共有するとともに、ベトナムにおける IFRS 適用の方向性を議論する。
- 1-3. IFRS 適用に向けたロードマップを作成する。
- 1-4. ステークホルダーとの意見交換のための会議を開催する。

2) 成果 2 に係る活動

- 2-1. IFRS に関する基礎マニュアル及び基礎研修教材を作成する。
- 2-2. IFRS に関する政府職員及び民間事業者向けの研修を実施する。
- 2-3. AASD が求められる情報開示に係るマニュアルを作成する。

3) 成果 3 に係る活動

- 3-1. IFRS を適用するパイロット企業を選定する。
- 3-2. パイロット企業における IFRS 適用の影響を評価する。
- 3-3. IFRS 影響分析報告書を作成する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- 世界銀行、ADBにより、IFRS 関連の基準・解釈指針の越語への翻訳が完成する

(2) 外部条件

- ベトナムの IFRS 導入方針自体に変更がない。
- IFRS 導入時のコスト負担を嫌気する企業が、ベトナム景況の悪化により増加しない。
- ベトナムの省庁組織体制、特に AASD の体制が著しく変化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

ベトナム「開発銀行機能強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト、2008年～2012年)の事後評価(評価年度2014年)において、事業実施および事業目的達成に係る重要にもかかわらず満たされる可能性が極めて低い前提条件・外部条件については、案件計画の段階で十分な確認をするとともに、事業開始後に当初の見込みと異なる状況が確認された場合はスケジュールの変更やPDMの変更等の柔軟な対応が必要であることが教訓とされている。

本事業においては、前提条件として、世銀・ADBによる「IFRS 翻訳の完成」が挙げられている。本活動は、英語で定められたIFRSの各種ルールを現地語(つまり現地会計基準の文脈)で解釈するという、IFRS導入の環境整備を図るための基礎情報であり、本事業の事業目的達成にとって極めて重要である。そのため、随時進捗状況を把握するように努め、何らかの要因で完成が遅れる状況が確認された際は、その後のプロジェクトスケジュールを柔軟に変更することも想定に入れる。

7. 評価結果

本事業は、ベトナムの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、IFRS適用に向けたロードマップの作成等を通じてベトナム国内企業の財務諸表の信頼性、透明性、投資家への説明責任能力向上に資するものであり、SDGsゴール8-3「生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する」に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了3年後 事後評価

以 上